**北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金交付要領**

（目的）

第１条　本要領は、北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく補助金について、基本的な必要事項を定め、補助金の執行の適正化を図ることを目的とする。

（補助金等の適用範囲）

第２条　要綱第３条第３項に規定する「地域団体等」は、当該地域のまちづくりや商業活性化、コミュニティ活動の担い手として事業に取り組むことができる団体で、定款等に代表者の定めがあり、財産の管理等を適正に行うことができる団体でなければならない。

（補助対象外経費）

第３条　要綱第６条に規定する補助対象経費について、次の各号に該当する経費は補助対象経費としない。

（１）安売りの経費

（２）飲食にかかる経費（紙容器・割り箸等を除く）

（３）販売を目的とした物品の購入にかかる経費

（４）イベントの景品や消費者に贈与する商品等にかかる経費

（５）商店街等の構成員に対する役務費

（６）法人税法施行令（昭和４０年３月３１日政令第９７号）の規定で損金算入とならな

い、減価償却資産に該当する物品を購入する経費

（７）消費税及び地方消費税

（８）その他市長が特に認める経費

２　要綱第６条に規定する補助対象経費であっても、リース・レンタルなど購入以外の方法による調達が可能な場合は、その費用を補助対象経費とする。ただし、購入による費用と、リース・レンタルなど購入以外の方法による費用を比較し、購入による費用のほうが安価な場合は、これを補助対象経費とする。

３　要綱第６条に規定する補助対象経費については、市内の事業者に発注したものに限り補助の対象とする。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、この限りでない。

（１）既存の設備等の修繕や改修で他の事業者では対応できない場合

（２）特殊な技術や経験、知識を要するなどにより市内の事業者では対応できない場合

（３）市外の事業者からしか調達できない備品等を購入する場合

（４）その他、工事や業務の性質上、特定の事業者に発注せざるを得ないと市長が認める

場合

４　前項各号に該当する場合は、市内企業に工事等を発注できない理由書（第１号様式の２）を提出するものとする。

（補助金の交付）

第４条　要綱第７条第３項の「その他の収入」とは、売上金、収益金、協賛金、広告収入、補助対象外経費に係る他の補助金等のことをいう。

２　補助金の具体的な算定については、別紙１の「北九州市商店街賑わいづくり支援事業補助金の算定」によるものとする。

（補助金の交付申請）

第５条　要綱第５条の補助対象事業について、補助事業者が同一年度内に行う補助金の交付申請は、１回限りとする。

（審査について）

第６条　市長は、要綱第５条第１号に規定する賑わい創出事業を実施するにあたり、補助事業者の選考を行うものとする。選考については、専門家等の意見を参考にするものとする。

２　市長は、補助事業者決定についての審査結果を選考対象者に通知するものとする。

（委任）

第７条　この要領に定めのないものは、その都度産業経済局長が定める。

付則

この要領は、平成１９年４月１日から施行する。

付則

この要領は、平成２０年４月１日から施行する。

付則

１　この要領は、平成２０年１２月５日から施行する。

２　この要領第６の４で規定する要綱第３条６号の事業が同一年度内で複数回の申請を認めることは平成２３年３月３１日をもって廃止する。

付則

１　この要領は、平成２１年５月１日から施行する。

２　この要領第６の３の規定は、平成２１年１１月３０日をもって廃止する。

付則

１　この要領は、平成２２年６月１日から施行する。

２　この要領第６の３の規定は、平成２２年３月３１日をもって廃止する。

付則

（施行期日）

１　この要領は、平成２３年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　平成２３年３月３１日の時点で、すでに１年度実施した事業については、平成２４年度までを限度に、本要領第５第１項ただし書に定める継続補助を行うことができるものとする。

３　平成２３年３月３１日の時点で、すでに通算２年度実施した事業については、平成２３年度に限り、本要領第５第１項ただし書に定める継続補助を行うことができるものとする。

付則

（施行期日）

１　この要領は、平成２３年５月１日から施行する。

（プレミアム付き商品券事業に係る特例の期間における補助期間の制限の解除）

２　平成２３年５月１日から平成２４年３月３１日までの期間に限り、要綱第３条第６号の事業については、第５第１項の規定にかかわらず、すでに３年度以上の補助の実績がある場合においても補助の対象とする。

（イベント事業に係る特例における交付申請回数の制限の緩和）

３　平成２３年５月１日から平成２４年３月３１日までの期間に限り措置される要綱第３条第５号に係る特例においては、第６第２項の規定にかかわらず、特例で定める補助限度額に達するまで複数回交付申請できるものとする。

（プレミアム付き商品券事業に係る特例における交付申請回数の制限の緩和）

４　平成２３年５月１日から平成２４年３月３１日までの期間に限り措置される要綱第３条第６号に係る特例においては、第６第３項の規定にかかわらず、特例で定める補助限度額に達するまで複数回交付申請できるものとする。

付則

（施行期日）

１　この要領は、平成２４年５月１日から施行する。

（プレミアム付き商品券事業に係る特例の期間における補助期間の制限の解除）

２　平成２４年５月１日から平成２５年３月３１日までの期間に限り、要綱第３条第６号の事業については、第５第１項の規定にかかわらず、すでに３年度以上の補助の実績がある場合においても補助の対象とする。

（イベント事業に係る特例における交付申請回数の制限の緩和）

３　平成２４年５月１日から平成２５年３月３１日までの期間に限り措置される要綱第３条第５号に係る特例においては、第６第２項の規定にかかわらず、特例で定める補助限度額に達するまで複数回交付申請できるものとする。

（プレミアム付き商品券事業に係る特例における交付申請回数の制限の緩和）

４　平成２４年５月１日から平成２５年３月３１日までの期間に限り措置される要綱第３条第６号に係る特例においては、第６第３項の規定にかかわらず、特例で定める補助限度額に達するまで複数回交付申請できるものとする。

付則

（施行期日）

１　この要領は、平成２５年４月２０日から施行する。

（プレミアム付き商品券事業に係る特例の期間における補助期間の制限の解除）

２　平成２５年４月２０日から平成２６年３月３１日までの期間に限り、要綱第３条第６号の事業については、第５第１項の規定にかかわらず、すでに３年度以上の補助の実績がある場合においても補助の対象とする。

（イベント事業に係る特例における交付申請回数の制限の緩和）

３　平成２５年４月２０日から平成２６年３月３１日までの期間に限り措置される要綱第３条第５号に係る特例においては、第６第２項の規定にかかわらず、特例で定める補助限度額に達するまで複数回交付申請できるものとする。

（プレミアム付き商品券事業に係る特例における交付申請回数の制限の緩和）

４　平成２５年４月２０日から平成２６年３月３１日までの期間に限り措置される要綱第３条第６号に係る特例においては、第６第３項の規定にかかわらず、特例で定める補助限度額に達するまで複数回交付申請できるものとする。

付則

　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。

　　　付則

　この要領は、令和２年１０月１日から施行する。

　　　付則

　この要領は、令和５年４月１日から施行する。

　　　付則

　この要領は、令和５年１０月１日から施行する。

付則

　この要領は、令和７年５月　　日から施行する。

別紙１（第５条関係）

**北九州市商店街賑わいづくり支援事業の補助金の算定**

１．補助金算定の考え方（下表参照）

（１）補助金（ａ）は、原則として補助対象経費（ｄ）に補助率を乗じて得た額以下とする。

（２）補助対象経費に係る他の補助金（ｂ）の交付を受け、又は受けることと決定している

場合は、ｄに充当し、補助対象経費の額を減じる。

※　他の補助金の算定根拠に補助対象外経費（ｅ）が含まれる場合は、内容精査のうえ、経費按分等により補助対象経費に係る補助金を算定する。

（３）その他収入（売上金、収益金、協賛金、広告収入、補助対象外経費に係る他の補助金

等）（ｃ）がある場合は、まずｅに充当し、なおその他収入の残余がある場合は、ｄに充

当し、補助対象経費の額を減じる。

（４）福岡県の補助は、市の補助を前提とした制度であるため、補助対象経費に係る他

の補助金（ｂ）及びその他収入（売上金、収益金、協賛金、広告収入、補助対象外経費

に係る他の補助金等）（ｃ）として扱わない（県の補助金額を控除しない）ものと

する。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 収入 | | 支出 | |
| ａ | 当支援事業補助金 | ｄ | 補助対象経費 |
| ｂ | 補助対象経費に係る他の補助金 | ｅ | 補助対象外経費 |
| ｃ | その他収入 |  |  |
|  | 自己資金 |  |  |
|  | 収入計 |  | 支出計 |

２．補助金算定の具体例

（１）ｂ及びｃの収入がない場合

ｄ × 補助率 ＝ ａ 　　　　　　　　　　　　　　　　・・・・・（１）

（２）ｂの収入がある場合（ｃの収入はない場合）

（ｄ－ｂ）× 補助率 ＝ ａ　　　　　　　　　　　　　　・・・・・（２）

（３）ｃの収入がある場合（ｂの収入はない場合）

｛ｄ－（ｃ－ｅ）｝× 補助率 ＝ ａ１　　　　　　　　 　 ・・・・・（３）

ｄ × 補助率 ＝ ａ２　　　　　　　　　　　　　　　　 ・・・・・（４）

上記（３）、（４）式よりａ１、ａ２を算出し、少ない方の額を補助金額とする。

（４）ｂ及びｃの収入がある場合

｛（ｄ－ｂ）－（ｃ－ｅ）｝× 補助率 ＝ ａ３　　　　　　 ・・・・・（５）

（ｄ－ｂ）× 補助率 ＝ ａ４　　　　　　　　　　　　　 ・・・・・（６）

上記（５）、（６）式よりａ３、ａ４を算出し、少ない方の額を補助金額とする。